

公 示

今般 当健保組合規約の一部を、下記のとおり変更しましたので公示します。

平成30年4月2日

川崎重工業健康保険組合

理事長 富山 幸三

記

第57条(延長傷病手当金付加金)第1項中「100分の50を乗じた額を支給する。」に続き、「なお、当組合での支給開始が延長傷病手当金付加金の場合、算定基礎とする標準報酬月額、延長傷病手当金付加金支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。以下この項において同じ。)を平均した額とする。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあつては、同日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額とする。」を加える。

新 旧 条 文 対 照 表

(変更箇所: 太字)

新	旧
<p>(延長傷病手当金付加金) 第57条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、引き続き療養のため労務に服することのできないとき、はその労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の平均額の三十分の一に相当する額に100分の50を乗じた額を支給する。 <u>なお、当組合での支給開始が延長傷病手当金付加金の場合、算定基礎とする標準報酬月額は、延長傷病手当金付加金支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。以下この項において同じ。)を平均した額とする。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあつては、同日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額とする。</u> (後略)</p>	<p>(延長傷病手当金付加金) 第57条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、引き続き療養のため労務に服することのできないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の平均額の三十分の一に相当する額に100分の50を乗じた額を支給する。 (後略)</p>

以上